

第 138 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

団 長	参議院議員	渡辺 猛之
	同	片山 大介
同 行	国際会議課長	松下 和史
会議要員	国際会議課	外川 裕之
同	同	川崎 将寛

第 138 回 I P U 会議は、2018 年 3 月 24 日 (土) から 28 日 (水) までの 5 日間、ジュネーブ (スイス) のジュネーブ国際会議センターにおいて、148 の国・地域、8 の準加盟員 (国際議員会議)、31 のオブザーバー (国際機関等) から 1526 名 (うち、議員 744 名) が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 3 名と共に、日本国会代表団 (団長・田中和徳衆議院議員、副団長・渡辺猛之議員) を構成し、会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、今次会議の概要を報告する。

1. 会議の開会

25 日、本会議開会に先立ち、ガブリエラ・クエバス・パロン I P U 議長 (メキシコ上院議員) から、今次 I P U 会議の開会が宣言された。

2. 本会議

本会議は 25 日から 28 日までの 4 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

(1) 第 138 回 I P U 会議の議長の選挙

25 日、クエバス I P U 議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

(2) 緊急追加議題

会議においては、①イスラエルから、シリア、レバノン、イラク及びイエメンを含む中東の主要な注目場所及びパレスチナの注目場所において、イスラム革命防衛隊及びコッズ部隊によって導かれるイランの有害な活動の影響について、②スウェーデンから、#MeToo 運動を契機とした、職場、特に議会における女性に対する暴力について、

③ パレスチナ、クウェート、バーレーン及びトルコから、エルサレムに関する米国の宣言がもたらした結果並びに国連憲章及び決議に照らしたエルサレムにおけるパレスチナ人の権利について、④ イランから、パレスチナ人の不可侵の権利の実現を支援し、アル・クッド・アル・シャリフ（エルサレム）に関する米国政府の決定を拒絶する必要性について、計 4 件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

25 日の本会議において、それぞれ概要説明が行われた後、イランが要請を撤回したため、3 件の議題案についてそれぞれ投票が行われた。

その結果、スウェーデン提出の議題案並びにパレスチナ、クウェート、バーレーン及びトルコ提出の議題案が緊急追加議題として認められるために必要な 3 分の 2 以上の賛成票を得、うち、後者が賛成 843 票、反対 121 票、棄権 490 票で最多の賛成票を得たことから、今次 I P U 会議の緊急追加議題として採用された。

日本国会代表団を代表し渡辺議員は、スウェーデン提出の議題案に賛成 20 票を投じ、イスラエル提出並びにパレスチナ、クウェート、バーレーン及びトルコ提出の議題案についてはそれぞれ棄権した。

26 日の本会議において、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、ベルギー、チャド、インドネシア、メキシコ、モロッコ、パレスチナ、ウルグアイ及びザンビアの 8 か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

27 日の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「エルサレムに関する米国の宣言がもたらした結果並びに国連憲章及び決議に照らしたエルサレムにおけるパレスチナ人の権利」が上程され、同決議案はコンセンサスにより採択された（緊急追加議題の全文は別添 1 参照）。なお、決議の内容がバランスを欠いている等の理由により、フィンランド、イタリア、サンマリノ、フランス及びスイスは決議の一部について、また、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、エクアドル、エストニア、フィジー、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、セルビア、セーシェル、スウェーデン、タイ、英国及びベネズエラは決議全体につ

いて留保を表明した。日本国会代表団は、本決議案の採択が議題とされていた本会議を欠席した。

(3)「移民及び難民のための世界的体制の強化：根拠に基づいた政策的解決の必要性」に関する一般討議

一般討議は、25日から27日までの3日間にわたり行われ、渡辺議員及び尾辻かな子衆議院議員を含む120名以上の各国議員等が演説した。

渡辺議員は、26日の同討議において、難民問題に関する日本の支援の特徴である緊急物資の供与など難民自身に対する「人道支援」と受入れ国に対する「開発支援」の連携についてヨルダンでの実施例を挙げて紹介した。また、「根拠に基づいた政策」という観点から政策実施後のフォローアップが重要である旨指摘し、パイロットケースとして開始したミャンマー難民の第三国定住プログラムについて定期的な調査・検証を行い、その教訓を踏まえ本格事業として継続しており、この取組が他のアジア諸国のモデルケースとなることを期待する旨発言した。次に、難民問題は、国際社会共通の課題であり、衆参両院が難民の保護と難民問題の解決策への継続的な取組に関する決議を全会一致で採択したことに触れつつ、この問題に対する国民意識の更なる向上を図ることが重要である旨発言した。最後に、難民問題の根本的な解決のためには、難民を生み出している国々の政治的、経済的安定の回復が極めて重要であり、難民を生み出さない安定した社会の構築のために日本は支援を惜しまない旨発言した。

28日の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた宣言「移民及び難民のための世界的体制の強化：根拠に基づいた政策的解決の必要性」が承認された（成果文書の全文は別添2参照）。

(4)「持続可能な開発を達成するための手段としての平和の持続」に関する決議の採択

28日の本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、平和の持続及びSDGsの実施のための優先事項、戦略及び活動を特定し主導する主要な責任が各国議会及び政府にあることを強調し、議会人が各自の議会のアジ

エンダとして紛争の予防と平和構築戦略の実施を取り入れるよう要請するとともに、各国議会等の協力を奨励する内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

（５）「SDGsの実施、特に再生可能エネルギーに関する民間部門の関与」に関する決議の採択

28日の本会議において、持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会に対し、公共・民間資金メカニズムの設立、研究開発投資に資する事業環境の育成及び民間部門の投資家をひきつける法的インセンティブの創出等によって、持続可能な開発、特に再生可能エネルギーへの民間投資を促進するよう要請する内容となっている（決議の全文は別添4参照）。

（６）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、28日の本会議で承認された。

（７）第140回IPU会議における平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）及び持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）の議題の採択及び報告委員の指名

28日の本会議において、第1委員会及び第2委員会により上程された第140回IPU会議における両委員会の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・平和を損ない、人権を侵害する傭兵の使用の否定（第1委員会所管）
- ・SDGsの達成に向けた、特に経済的平等、持続可能なインフラ、産業化及びイノベーションに関する公正で自由な貿易と投資の役割（第2委員会所管）

（８）IPU規約及び規則の改正

28日の本会議において、IPU会議への若手議員の参加を促進する一連のIPU規約及び規則の改正が承認された（4. —（4）参照）。

3. 常設委員会

持続可能な開発、金融及び貿易に関する委員会（第2委員会）

第2委員会は、25日から27日の3日間にわたり開催され、「SDGsの実施、特に再生可能エネルギーに関する民間部門の関与」に関する決議案についての審議等が行われた。

日本国会代表団は、決議案の事実関係の正確性を期するための文言修正のほか、再生可能エネルギー導入政策の実施に当たっての国民負担の抑制とバランスの取れた電源確保の重要性及び水素の利活用に関する文言の追加など、5件の修正案を事前に提出し、片山議員が審議に参加した。

25日、共同報告委員による決議案及び説明覚書の報告に続いて討議が行われた。

片山議員は、再生可能エネルギーの気象条件による出力変動及び導入拡大による余剰電力を吸収・制御する方法として、日本が研究を進めている再生可能エネルギーを用いて水から水素を作りエネルギーを貯蔵する「Power-to-gas技術」を紹介し、官民連携した水素の利活用の促進の取組の一例として地元神戸市の「水素スマートシティ神戸構想」にも言及した上で、水素が再生可能エネルギーの使い勝手を向上させるとともに、CO₂フリーという点で温暖化問題を解決する切り札となるものであることを訴えた。また、再生可能エネルギーの安定的な導入のためには、国民負担の抑制及びバランスの取れた電源確保も重要である旨指摘し、これらの内容を含む日本の修正案に対する賛同を求めた。

その後、26日まで決議案の逐条審議が行われたが、26日の審議において、共同報告委員から、日本の修正案は再生可能エネルギー導入政策として固定価格制度のような補助金政策に言及しているが、むしろ自立的な市場の確立を目指す観点から賛同しかねるとの意見が表明された。これに対し、片山議員は、固定価格制度は国民負担が増える一例として挙げたものにすぎず、日本の修正案の意図は、再生可能エネルギー導入政策全般の実施に当たっては、国民負担の抑制と再生可能エネルギーの最大限の導入の両立、及び比較的事業化が容易な太陽光に限らず、風力、地熱、水力などそれぞれ異なる特徴を持つ再生可能エネルギー源を利用したバランスの取れた電源確保という視点を持つ必要があることを明示しようとするものである旨説明

した。その後も共同報告委員との間で議論は続いたが、意見の一致を見ず、採決の結果、当該修正案の採用は見送られた。

一方、水素の利活用を掲げる日本の修正案については、共同報告委員から非常に良い考えであり、若干の技術的な文言修正を加えた上で採用したい旨意見が述べられ、片山議員も同意し、採決の結果、採用された。

27日の審議において、逐条審議を経てまとめられた決議案全体の採択が行われた。最終的に日本国会代表団が提出した5件の修正案のうち、最も重視していた水素の利活用を含む3件が本会議に上程される決議案に盛り込まれた。

4. 第202回評議員会

第202回評議員会は、25日及び28日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

(1) IPU加盟資格

新規加盟等の要請はなく、IPU加盟国・地域数は変わらず178である旨報告があった。

(2) 2017年度IPU決算

2017年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

(3) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第139回IPU会議（2018年10月14日～18日、スイス、ジュネーブ）
- ・第140回IPU会議（2019年4月6日～10日、アルゼンチン、ブエノスアイレス）
- ・第141回IPU会議（2019年10月13日～17日、スイス、ジュネーブ）

(4) IPU規約及び規則の改正

政治分野における若者の参加促進の一環として、IPU会議に参加する加盟国議会代表団が若手議員を含む場合の団員数の追加及び本会議一般討議における若手議員のための発言枠の新設に関するIPU規約及び規則の改正

が承認された。なお、クエバス I P U 議長らから提出されていた I P U 議長等の地位の強化並びに I P U の公式言語へのアラビア語、スペイン語及びポルトガル語の追加等に関する改正案については、更なる議論が必要であるとして事前に撤回された。

5. A S E A N + 3 会合

A S E A N + 3 会合（議長国：インドネシア）は、24 日に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

（1）緊急追加議題に関する審議

本会合として支持する議題案の決定を行わないこととし、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

（2）次回 A S E A N + 3 会合議長国

次回 A S E A N + 3 会合（2018 年 10 月、スイス）の議長国は日本とすることが決定された。

渡辺議員は、議長国のインドネシアに敬意を表するとともに、日本が次回議長国としてしっかりと役目を果たしていく旨表明した。

6. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合（議長国：ミクロネシア）は、24 日に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

（1）I P U 執行委員会の報告

22 日及び 23 日に開催された I P U 執行委員会の概要について、本地域グループの執行委員を代表し、ベトナムから報告が行われた。

（2）緊急追加議題

本地域グループとして支持する議題案の決定を行わないこととし、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

（3）クエバス I P U 議長による発言

クエバス I P U 議長の希望により、同議長は、今次 I P

U会議での特筆すべき取組として、一般討議のテーマに関する各議員向けアンケートの実施、ワークショップの開催及び国連の幹部を交えた対話型セッションの開催等について紹介するとともに、IPUの作業計画と位置づけられるIPU議長ビジョンを現在作成中である旨発言した。

7. その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてタイ代表団、ジョージア代表団、韓国代表団及び水鳥真美国連国際防災戦略（UNISDR）特別代表と懇談を行った。また、参議院代表団はジュネーブにおける日本食品等の流通状況に関する視察を行った。

さらに渡辺議員は、国連欧州本部視察のほか、スイス尊厳死協会（EXIT）副代表と懇談を行い、片山議員は、欧州原子核研究機構（CERN）及び国連欧州本部視察のほか、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）事務局長と懇談を行った。

エルサレムに関する米国の宣言がもたらした結果並びに国連憲章及び
決議に照らしたエルサレムにおけるパレスチナ人の権利
採択決議

(2018年3月27日(火)、本会議にてコンセンサス¹により採択)

第138回 I P U 会議は、

- (1) 決議第181号(II)(1947年)、第242号(1967年)、第252号(1968年)、第298号(1971年)、第446号(1979年)、第465号(1980年)、第478号(1980年)、第1322号(2000年)、第2334号(2016年)を含む国連安保理決議、国連総会決議及びその他の関連する国際文書を想起し、
- (2) 2017年12月13日にイスタンブールで開催されたイスラム協力機構臨時首脳会議及び臨時外相会合において採択された最終コミュニケ及び決議、並びに「エルサレムの自由」に関するイスタンブール宣言に留意し、
- (3) 各国政府又はイスラエルによる占領若しくはその他のいかなるものであれ、エルサレムの法的地位に関する国連安保理及び総会決議並びにその他の国際規約を変更しようとするあらゆる一方的な決定を拒絶し、
- (4) ナクバの日(1948年5月15日)と同じ5月中旬までに大使館を占領下のエルサレムに移転するという米政権の発表を遺憾に思い、非難し、

¹ 複数の代表団が、二国家解決に対する支持を表明したものの、決議の内容について、一部文言及び要素に懸念を有している。以下の代表団は特定の本文パラグラフに留保を表明した。フィンランド、イタリア及びサンマリノ(パラ2)、フランス(パラ2及び5)、スイス(パラ2、4及び5)。フランスはまた、前文パラグラフ5に留保を表明した。更に、アンドラ、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、チェコ、エクアドル、エストニア、フィジー、ドイツ、ハンガリー、ラトビア、マルタ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、韓国、セルビア、セーシェル、スウェーデン、タイ、英国及びベネズエラは全て、決議全体に留保を表明した。

(5) イスラエルの占領を終結させ、パレスチナ人の帰還及び東エルサレムを首都とした独立国家の樹立に関する権利を回復するための、パレスチナ人の適法な闘争に関する権利への支持を再確認し、

1. 国際的正当性のある関連決議によって保障される、エルサレムにおける歴史的かつ根本的な権利を含む、正義と正当な権利を主張するパレスチナ人への連帯及び支持を再確認する。
2. 聖地エルサレム及び占領下にあるパレスチナ領土に対するパレスチナの主権を確立するために国家及び国際レベルで進められるパレスチナのリーダーシップによる全ての法的・平和的措置を支持する。
3. エルサレムに関する最近の米政権による決定全てに対する完全なる拒否を確認し、国際法の下、この決定が法的効果を持たず無効であるとみなす。
4. 各国議会に対し、国連決議にしたがって1967年の境界に沿って東エルサレムを首都とするパレスチナ国を承認するよう自国の政府に強く求めるよう要請する。
5. エルサレムに自国の法及び措置を強制しようとするイスラエルによる全ての法的・行政的措置及び行動は、違法であり正当性が無いことを再確認する。
6. イスラエルに対し、パレスチナ人の人権及び平和的和解の可能性に有害な影響をもたらす、全ての入植地建設活動並びに、エルサレム及びその周辺を含む、占領下にあるパレスチナ領土の地位、性格及び人口構成の変更を目的としたその他いかなる措置も停止するよう要求する。
7. エルサレム内の聖地への礼拝者の立入りを妨げるイスラエルによる規制に対し、深い懸念を表明する。

8. 国際機関に対し、エルサレムの歴史的遺産を保存管理するための必要な手段を取るよう要請する。
9. 1949年12月の国連総会決議第302号(IV)に沿ってパレスチナ難民を救済する援助計画を実行するために、国連パレスチナ難民救済事業機関(UNRWA)を支援する必要性を強調する。
10. 1967年の境界に基づいた二国家解決を達成するため、国連決議にしたがった多国間の取組を通じた和平プロセスの再開を奨励する。

別添 2

「移民及び難民のための世界的体制の強化：
根拠に基づいた政策的解決の必要性」に関する宣言

(2018年3月28日(水)、本会議にて承認)

我々世界中の議会人は、移民及び難民のための世界的体制の強化に関する1週間に及ぶ議論の末、調査結果(別添)、「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクトに向けて：議会の視点」と題された第72回国連総会の際のIPU議会人会合成果文書、並びに国際移住機関(IOM)、国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)及び国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)の代表との対話型討議から得られた洞察によって加えられたインプットを踏まえ、以下の宣言を発出する。

はるか以前から、移住は人類の文明と交流の主要な要素であった。適切に管理されることにより、移住は人類の幸福と集合的な富の増大に貢献する。それは知識を拡大し、人間の連帯の絆を強化する。

同様に、迫害と紛争からの難民の避難は新しいものではない。難民が避難する際、彼らに必要な保護と援助を提供する人々は、人類に貢献するものであり、国際社会の努力により支えられるべきである。

国籍の違いを超え、どこにいても、人々が切望するものは同じである。すなわち、尊厳のある人生、良い健康と教育、安全な環境、確固とした民主制度、そして何よりも平和である。

にもかかわらず、今日の世界的な移民制度では、移住の潜在的利益が必ずしも活用されておらず、また国際的な難民体制も、多数の難民を受け入れる人々への負担を緩和するのに十分ではない。往々にして、両方の制度は、差別、搾取又はその他の種類の虐待から、増加する移民及び難民を保護することができていない。この機能不全による人的及び経済的コストは莫大であり、繁栄し、持続可能で平和な世界のための我々の共通のビジョンに反するものである。

今日、難民と移住政策の大部分は依然としてその場しのぎであり、各国は山積する共通の問題に対して独自の解決策を立案している。我々は、全ての国々で機能する、実用的な解決策のために各国を結集させる、より協調的なシステムを必要としている。これは各国が直面している最も重要な問題の1つであることから、我々は、今年後半に各国政府により正式に採択される予定の2つのグローバル・コンパクト、すなわち、「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」及び「難民に関するグローバル・コンパクト」を策定する国連のイニシアティブを心から歓迎する。

移民と難民との間の重要な法的区別を認めながらも、我々は、基本的なサービスの必要性及び差別や不当な迫害の恐れという点において、この2つの大きなグループの間に多くの共通性を見いだしている。我々は、移動する全ての人々が、自発的又は非自発的であれ、正規又は非正規であれ、経済難民、避難民又は難民であれ、他国に移動する個々の動機にかかわらず、関連する国際条約及び協定に従い、人権を完全に享受する権利を有することを確認する。我々は、文化、性別、人種、民族性、宗教又はその他の違いに基づいた、移民及び難民に対する差別を容認すべきではない。我々は、まず女性、子供及び障害者から開始し、最も脆弱な移民及び難民の保護を強化することを支持すべきである。

政策立案者、オピニオン・リーダー、そして国民の代表者としての我々の挑戦は、短期的な国益と、秩序立った人々の移動による利益を享受しようとするこの長期的な世界観を調和させることである。我々は、移住政策と移民及び難民に関する一般市民の議論は、よりバランスの取れたものでなければならず、何が効果的で何がそうでないかという点について実証的根拠に基づいたものでなければならぬと強く信じる。我々は、多様性が我々の国をより強固にし、弱体化させるものではないと認識する。我々は、外国人が引き起こしたわけではない国内問題の責任を彼らに負わせようとする気がかりな傾向を非難する。我々は、排外主義と人種差別の感情を煽る言葉を避けるために、公益の受託者としての我々の責務を確認する。

何よりも、我々には、（迫害や武力紛争を含む）難民問題の

根本原因や、経済的、社会的、環境的なものであれ移住を生み出す要因に断固として取り組む責任がある。この取組は、自国にとどまる権利と同様に自国を去る権利を肯定する。所得と富の極端な不平等、気候変動、弱体化する民主制度の世界において、増加する人々の深刻な不安感が、人々が移動する理由であり、多くの国の移民及び難民に対する否定的な反応の主要な原因である。移民及び難民への対応は、どこにおいても、市民及び非市民を含むあらゆる人々の幸福と繁栄を支える包括的なものでなければならない。

我々は、国連の持続可能な開発のための2030アジェンダと持続可能な開発目標（SDGs）の達成のために活動するという約束を改めて表明する。SDGsは、全ての人々に包括的で持続可能な繁栄のための明確なロードマップを提供する。全ての国を経済的及び制度的にエンパワーメントし、国内及び国家間の平和の基盤を強化することにより、SDGsは難民の移動の根本原因への対処に役立ち、発展途上国への送金による恩恵と頭脳流出による損失など、移住による恩恵と損失のバランスの改善に役立つものとなる。またSDGsの実施は、全ての国が移民や難民に対して担う責任をより公平に共有することを後押しする。

これらの行動が全て結びつけば、人々が必要に迫られ移動するのではなく、自らの選択により移動することが可能となり、結果として、社会全体の動揺に関連した大規模で予測できない人々の移動によって生じ得る潜在的混乱を大幅に抑えることができる。同時に、移民と難民の統合は一過性の出来事ではなく、時間と労力を必要とするプロセスであることを認識する。国境を簡単に越えることができる生命のない資本や物とは異なり、人々には感情的なつながりと個人的なニーズがある。我々は、社会的な連帯のための積極的な政策を取り入れることによって、ホストコミュニティ及び移民・難民双方の視点からこのことに敏感にならねばならない。それでも、全般的に見て統合は可能であり、大多数の国では機能すべき方向に機能している。

統計がはっきりと示しているように、これまでに国家の安全保障に脅威を及ぼしたのは、僅かな割合の移民及び難民だけである。我々全員にとっての最優先事項として、我々は、移民や

難民が大きな危険をもたらしているといったメディアや公開討論における誤解を払拭するようコミットする。同時に、我々は、国境警備と入国手続が、潜在的なテロリストや組織犯罪の要素を検出し、排除するよう整備されることを保証するようコミットする。

我々は、人々の移住に対する人為的な障壁を設けることが、不必要な人間の苦しみや社会的緊張を生み出すことを認識する。増加する不規則な移住に対しては、人々が互恵的な形で目的国において生計を立てるためのより定まった道筋を作り出すことで対応すべきである。全ての移民が永住を求めるわけではない。彼らの多くは、母国への帰国を容易にする一時的な措置や政策を通じて対応することができる。同時に、出身国は国民の帰還を可能にするためにより一層努力する必要がある。

グローバル・コンパクト

「安全で秩序ある正規移住のためのグローバル・コンパクト」及び「難民に関するグローバル・コンパクト」は相互に補強し合い、あらゆる類型の人間の移動を国家、地域及び世界規模でより効果的に管理するために包括的で実践的な枠組みを構築する必要がある。これらには、出身国及び目的国の間並びに国家及び国際社会の間における責任の共有という極めて重要な原則が組み込まれる必要がある。

これらのコンパクトを有効なものとするため、まず移民を難民から明確に区別する分かりやすい定義を示すべきであり、このことが、混合移民、気候変動の影響から逃れる人々などの新たなカテゴリー、又は移民か難民かの判断が難しい避難民に対する政策を定める上で有益となる。コンパクトにおいては「全ての移民労働者とその家族の権利の保護に関する国際条約」及び「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」を含む、全ての関連する人権条約及び協定を再確認する必要がある。

コンパクトは、政府にそのコミットメントへの責任を持たせるための強力な評価メカニズムを確立する必要がある。主要な利害関係者としての議会の役割、特に両コンパクトの実施に関する議会の役割について本文中に明確に盛り込まれる必要がある。コンパクトの法的地位に関して、我々の調査結果が示すとおり、法的拘束力のある体制の実現性は、決して軽視される

べきではない。

我々の議論により、両コンパクトに以下の特定の条項を明示することに対する高い支持があることが明らかになった。

- 国民の議論及び関連する国家政策についての情報提供を行うため、全国的かつ世界的にあらゆるレベルにおいて、移民及び難民に関する更に多くのより良質なデータが作成され、交換されなければならない。
- 移民及び難民の流れに先頭に立って対応する地方自治体、市民団体及び民間企業とのパートナーシップを奨励すべきである。
- 移民及び難民の全ての子供の出生登録を、彼らの権利保護を確実にするために強化する必要がある。
- 保護者のいない子供を含む脆弱な移民を扱う国のために実務的な国際基準が確立される必要がある。
- より強力な二国間及び多国間協力並びに既存の法執行の強化により、人身売買を撲滅しなければならない。
- 国家の安全保障政策は、移民及び難民を糾弾するのではなく、代わりに社会全体の犯罪要素を検出し、起訴する包括的アプローチを目的とすべきである。
- 法執行機関から難民及び移民を保護するファイアウォールとともに、保健、教育、住宅及び食料支援のような公共サービスが、全ての難民及び移民に提供されるべきである。
- ヘイト・スピーチと闘い、罰する手段を有する法執行機関及び社会福祉機関によって、ヘイト・スピーチは処罰されるべきであり、ヘイトクライムは法律で明確に定義されなければならない。
- 各国が移民及び難民の大量流入に対処するために、国際社会からのより一層の支援が必要である。

移民

特に正規及び不正規の移民に関して、我々は移住のためのグローバル・コンパクトに以下の規定を反映させることを支持する。

- 出身国、経由国及び目的国は、学術的及び職業的資格の認定を促進すること、社会保障給付の可搬性を可能にすること、及び送金費用を引き下げること等によって、移民労働者の移動を円滑にするためにより密接に協力する必要がある。

- 女性、子供、障害者等の脆弱なグループには、移住政策並びに搾取及び虐待に対抗する法律で特別な保護を与えなければならない。
- 各国の移住政策は、移民が受動的な主体ではなく、社会の積極的な参加者であることを保障するために、移民自身からの意見を含める必要がある。
- 移民労働者の受入数を定めるクオータ制は、移住の流れの予測可能性の向上に寄与することができる。なお、クオータ制を設定するか否かは各国が決定する。
- 移民は永住者としての社会参画のための条項についても考慮されるべきであるが、一般的に市民権の取得時に限って、受入れ国における政治的意思決定に参加する権利を与えられるべきである。

難民

「難民に関するグローバル・コンパクト」について、包括的な難民支援枠組みと、多数の難民を受け入れる国に対する負担を軽減し、全ての難民に尊厳のある生活を提供し、第三国定住を促進し、条件が許せば難民の帰国に向けた準備をするという同枠組みの4本の重要な柱を歓迎する。

さらに、完成した最終文書に以下の規定を盛り込むことを推奨する。

- 紛争を逃れた人々は、1951年の難民の地位に関する条約に基づく難民として法的保護を受けることができるべきである。
- 各国は可能な限り、長期難民に永住資格を与えるよう奨励されると同時に、難民が故郷に帰る権利を否定すべきではない。
- あらゆる状況において、受入れ国における難民の移動の自由が守られなければならない。
- 難民の帰還及び再定住には難民の同意が必要であり、受入れ国、出身国又は第三国間で慎重に調整される必要がある。
- 出身国への難民の帰還は、全ての基本的自由と個人の安全が保障される場合にのみ行われる。
- 受入れ国における難民用の宿泊施設のため一層の資金が、大部分の難民が居住する途上国に供給されるべきである。
- 1951年の難民の地位に関する条約及び1967年の難民の地

位に関する議定書にいまだ参加していない全ての国に対し、参加を奨励すべきである。

今後の方策

政府や特に I O M や U N H C R を含む国連とともに、各国議会はグローバル・コンパクトの実施に重要な役割を果たすであろう。

議会人としての我々の任務は、政府にそのコミットメントに対する説明責任を負わせ、法律及び予算がそれらのコミットメントと一貫していることを確認することである。その目的のために、国際社会及び我々の国際機関である I P U に対し、引き続き各国議会と緊密に連携し、移民及び難民のための関連政策を策定し、その政策を効果的に監視する制度的能力を強化することを奨励する。

何より、我々は、その差異にかかわらず、人々の強み、夢や希望に基づいた移民や難民に関する議論を活発にすることを約束する。

我々は、壁があるところでは、橋を架けるために働き、恐怖があるところでは、希望を取り戻すため努力する。

移民及び難民に関する議会の調査

第 138 回本会議の一般討議における公式な発言を超える、成果文書に対する最大限の議会のインプットを保証するため、全ての参加議員は、公共政策に特化した世論調査会社であるファースト・コンタクト社の協力の下に作成されたオンラインの調査アンケートに回答することを推奨された。このアンケートは、「第 72 回国連総会の際の I P U 議会人会合」（2018 年 2 月 22 日～23 日）及び「第 62 回国連婦人の地位委員会の際の議会人会合」（3 月 13 日）の参加者も、調査対象であった。

84 か国を代表する 239 名の代表団員への調査が分析された。回答者は、政権与党と野党／無所属の議員がほぼ半数ずつであった。回答者のうち 64% が男性、33% が女性、3% がその他の性別若しくは回答を希望しないと答えた。回答者の 79% は「自身の見解が所属政党の党員の見解と広く一致している」と回答した。調査に回答した議員の平均議員歴は 8.2 年であった。

回答者は自国について、24% が「出身国」、43% が「経由国」、65% が「目的国」と回答し、12% はそのいずれでもないと回答した。合計 144% という数字が、移住現象において各国が果たし得る多様な役割を反映している。調査では、移住のためのグローバル・コンパクト及び難民に関するグローバル・コンパクトに対する支持の高さが判明し、回答者の 86% がこれを「強く支持」又は「支持」していることが分かった。提案されているコンパクトに対して精通しているのは、67% という低い数字であった。

回答者の 91% は「女性や子供を含む脆弱な移民に取り組む際の国際的な実務基準を定めるべき」と考えている。94% は「国家が移民を搾取や人権侵害から保護するための措置をとるべき」と考えている。どちらのケースでも、両グローバル・コンパクトを支持する者はこれらの政策に強い支援を表明した。

グローバル・コンパクトへの支持は、精通度合いと深く関連している。「非常に精通している」あるいは「ある程度精通している」と回答した者は、精通度合いの低い者に比べて、より支

持の割合が高かった。同様に、移住が肯定的に捉えられている国の者も、より支持に積極的であった。とはいえ、「自国において移住が非常に肯定的に捉えられている」あるいは「ある程度肯定的に捉えられている」と答えた者は僅か 45%に過ぎなかった。70%が「移住に関する問題に関し、よりバランスの取れた、根拠に基づいた議論が必要である」という考えに強く同意又は同意した。

51%が「コンパクトは法的拘束力を有するべき」と考える一方で、36%は「自発的なもので構わない」とし、14%は「未定」と回答した。クオータ制による移民の受入れの導入に支持を示したのはごく少数であり、15%が「大いに賛成」、26%が「賛成」であった。

移民が国の政治的意思決定に関与すべき時機に関する質問では、68%が「市民権を得たとき」、27%が「永住資格を得たとき」、5%が「到着したとき」と答えた。

これらを鑑みると、グローバル・コンパクトには広い支持があるものの、その支持の一部は社会的条件によって成り立つものであることが分かる。グローバル・コンパクトが個々の国に対して特定の拘束力を有することや、移民が市民と平等の権利を得るための措置については、余り支持されていないことも分かる。より詳細な調査を行えば、グローバル・コンパクトに反対する者が、反対の意思や、移住及びグローバル・コンパクトへの関心の欠如を表明する代わりに、「未定」又は「承知していない」を選択していた、ということも明らかになるかもしれない。議会人を引き続き啓発し、意識を醸成することで、議論に好影響を与えることができるだろう。

回答者の 73%が「移住は自国が直面する最重要課題の一つである」とした一方で、「自国がこの問題に的確に対処する準備ができている」と答えたのは僅か 31%にとどまった。準備ができているとした回答者の割合は、アフリカが 14%と最も低く、西ヨーロッパが 52%と最も高かった。対照的に、56%の回答者が「自国は移民の統合をうまく行っている」と回答した。

75%が「移住問題は各国及び国際社会にとって平等に責任のある事項である」と考えており、一方で「主に各国の責任」と捉

えているのが 13%、「国際社会の責任」と捉えているのが 12%であった。経由国や準備の整っていない国からの回答者は、移住問題を国際社会あるいは国際社会及び受入れ国の責任だと考える傾向がより強かった。

将来的な移民の数に関する回答者の予想は、移民問題の重要性をどのように認識しているか、あるいはグローバル・コンパクトへの支持には、ほとんど影響がなかった。半数以下(48%)は自国に到着する移民の数が将来「増加する」と予想し、29%は「変わらない」と予想、23%は「減少する」と予想した。対照的に、世界の移民の数の将来予想では、72%が「増加する」と予想し、9%が「変わらない」と予想し、19%が「減少する」と予想した。

持続可能な開発を達成するための手段としての平和の持続
採択決議

(2018年3月28日(水)、本会議にて全会一致で採択)

第138回IPU会議は、

- (1) IPU規約により、平和と諸国民間の協力のために行動することが、IPUの主たる目的の一つであることを再確認し、
- (2) 「戦争後の新興諸国における紛争の防止及び平和と信頼の回復、難民の本国帰還、民主化過程の強化、並びに、復興の促進」(第99回IPU会議(ヴィントック)、1998年)、「世界の平和、安定及び包括的開発の達成、並びに、諸国民間のより緊密な政治的、経済的、文化的絆の構築」(第103回IPU会議(アンマン)、2000年)、「国際化された世界における、すべての宗教的コミュニティ及び信条に対する尊重及びそれらの間での平和的共存」(第116回IPU会議(ヌサ・ドゥア)、2007年)、「平和及び安全保障を前進させる手段としての良い統治の促進及び実践：中東及び北アフリカにおける最近の事象からの教訓」(第126回IPU会議(カンパラ)、2012年)、「保護する責任の強化：文民の生命を守る上での議会の役割」(第128回IPU会議(キト)、2013年)及び「国家の内政問題に対する不干渉原則の尊重における議会の役割」(第136回IPU会議(ダッカ)、2017年)と題するIPU決議を想起し、
- (3) また、とりわけ、国連の持続可能な開発目標(SDGs)の実施に向けた議会コミュニティの行動をその内容とするIPUの一般討議の成果、すなわち「キト声明」(第128回IPU会議(キト)、2013年)、「ハノイ宣言」(第132回IPU会議(ハノイ)、2015年)及び「サンクトペテルブルク宣言」(第137回IPU会議(サンクトペテルブルク)、2017年)を想起し、

- (4) また、国連憲章の目的及び原則に沿って公平かつ永続的な世界平和を実現するとの決意を想起し、
- (5) さらに、2016年4月27日に採択された実質的に同一内容の国連総会決議(70/262)及び国連安全保障理事会決議(第2282号(2016年))において、平和の持続が、「政府及び全てのその他の国内の利害関係者により遂行されることが必要な共同の任務と責任であること、紛争のあらゆる段階で、またそのあらゆる次元における国連の三つの柱全てを通して行き渡るべきであること、及び持続的な国際的な注意及び支援を必要とすることを強調し、また、平和の持続は、住民のあらゆる階層の必要性が考慮されることを確保しつつ、紛争の発生、段階的拡大、継続及び再発を防止すること、根本原因に対処すること、敵対行為を終わらせるため紛争の当事者を支援すること、国民和解を確保すること、並びに復旧、復興及び開発に向けて動くことを目的とした活動を網羅する、社会の共通のビジョンを築くための目標や過程」として」定義されていることを想起し、
- (6) これら国連決議が持続的な平和のアジェンダの文脈において平和構築委員会、平和構築基金及び平和構築支援事務局に対するマンデートを新たにすることを歓迎し、
- (7) また、国連事務総長によって暴力的紛争の予防が優先事項とされていることを歓迎し、
- (8) 紛争の予防及び解決における女性の重要な役割を強調する、女性、平和及び安全保障に関する国連安全保障理事会決議第1325号(2000年)及び国際的な平和及び安全保障の維持及び促進における若者の積極的な役割を認識する、若者、平和及び安全保障に関する国連安全保障理事会決議第2250号(2015年)を全面的に支持し、
- (9) これらの決議及び持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)の完全な実施を、国連の三つの柱、すなわち平和及び安全保障、開発並びに人権の間における更なる一貫性に向けた不可欠なステップとして認識し、

- (10) 2030 アジェンダが、平和の持続及び安全保障の必要性を認識し、横断的課題としてそれらの内容を取り入れていることに留意し、
- (11) S D G s が全ての国家に適用されることを認識し、一方でその実施があらゆる国家の独自性に適応したものでなければならないこと、そしてそれぞれの国家は自国の状況や必要性に応じて S D G s に関する優先事項を決定する権利を有することを認識し、
- (12) 2030 アジェンダが、各国政府、各国議会その他の利害関係者に対して、人々のニーズに合致し、閉鎖的な政策を崩し、人権を保持し、誰一人取り残さない法やプログラムを立案し実行するよう要請していることを想起し、
- (13) 世界人権宣言、市民的及び政治的権利に関する国際規約、経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約に規定されたものやそれに限定されない、あらゆる人権の促進及び保護と平和との関連を強調するとともに、平和への権利の促進と保護という点についての調査を継続するという国連総会の意思を認識し、
- (14) また、相互に強化し合う性質を持つ開発、人権、平和及び安全保障の観点から、民主主義及びグッドガバナンスの強化、包摂的な開発、人権の促進及び保護、貧困の撲滅及び不平等の縮小、あらゆる形態の差別の撤廃、不正な資金及び武器の流出の削減、説明責任の伴った効果的で包摂的な制度、並びに、全ての人々への法規の平等な適用が、平和及び安全を持続させ、紛争の発生、段階的拡大、継続及び再発を防止する最も有効な方法であることを強調し、
- (15) 平和及び安全が、暴力及び戦争がないことにより定義された政治的課題であるのみならず、恐怖からの解放であり、また、政治的、文化的、経済的、社会的、環境的、教育的、及び人道主義的論点をも包含することを強調し、
- (16) 国内の政情不安による暴力が増加していること及び、全

世界で二人に一人が政治的暴力の影響を受けている、又は政治的暴力を間近に生活を送っていること(脆弱国家、OECDレポート、2016)を認識し、

- (17) 各国議会が平和の持続に対し意義ある貢献をなし得ることを確信するとともに、民主主義を強化し、人権を促進する点における、平和的手段により緊張を緩和し、紛争を軽減し解決する能力を含む、議会外交の建設的かつ予防的性質の双方を強調し、
- (18) 女性の代表及びエンパワーメント、子供、若者、障害者並びに民族的、宗教的及びLGBTIの性的指向を持つ人々を含む社会から疎外されたグループの権利の尊重、並びに全てのコミュニティの人々の間の平和を保障するための、議会の代表を通じた彼らの関心事の表明を通じ、各国議会が包摂性を保障しなければならないことを再認識し、
- (19) また、移民、難民及び避難民の女性並びに女子の権利の保護、安全、経済的、社会的統合及びエンパワーメントとともに、それらの者の状況及び特有のニーズが考慮されることを、各国議会が保障しなければならないことを認識し、
- (20) 気候変動が、最も脆弱な状況にある人々に主に影響を与えること、社会的・政治的不安の脅威を深刻化させること、環境圧や災害リスクを増加させること、及び紛争の要因となり得る人口移動を引き起こすことによって平和及び安全に対して直接的、間接的に影響力を持つことを認識し、
- (21) 鉱物資源の採掘及び搾取のあらゆる要素が持続可能な平和、安全保障及び開発に与える悪影響に対処するため、国際的な援助を受けて、国家的・地域的イニシアティブを強化することの重要性を強調し、
- (22) 紛争状態における児童たちの窮状、特に武力紛争の当事者による児童の軍への勧誘及び利用という事象とともに、児童に対するその他の暴力や虐待に対する懸念に留

意するとともに、武力紛争における児童の保護並びに武力紛争における児童の保護及び権利の保障が全ての平和構築プロセスに組み込まれる必要性を強調し、

- (23) 平和の持続及び持続可能な開発の達成には常時予測可能で十分な資金調達が必要であること、並びに民間部門を含む非伝統的な利害関係者による財政的貢献を増加させるために革新的な解決策が追求されなければならないことを認識し、
- (24) 平和の持続に向けた国家の取組において、国家の全ての市民、並びに民族、宗教、言語、異なった性的指向を有する人々及び障害者のような、少数者の平等な参加及び包摂的な関与の重要性を強調し、また、平和の達成における主要なパートナーとして、あらゆるコミュニティグループ及び少数者の権利を認識することを強調し、
- (25) 社会的、政治的、文化的、経済的課題に対処する観点から、意思決定過程における若者の参加を促進させることの重要性だけでなく、若年層の失業の社会経済的側面に対処することの重要性を強調し、これに関して若年層の失業に対処することを目的とした「若者のための働きがいのある人間らしい仕事グローバル・イニシアティブ」が国連で採択されたことを歓迎し、
- (26) また、計画策定、履行の監視及び資金調達における議会の全面的な参加を確保しつつ、女性、平和及び安全保障に関する国連安全保障理事会決議第 1325 号（2000 年）履行のための国家行動計画の採択プロセスを加速させる必要性を強調し、
- (27) 平和の持続の保障及び S D G s の実施における市民社会の貢献を強調するとともに、市民の幸福を増大させるための結びつきを構築するため、市民社会との相互に有益な交流を歓迎し、
- (28) 議会、政府、司法、その他全ての国内の利害関係者によって広く共有される責任として理解される平和の持続における、国家のオーナーシップとリーダーシップの原

則を再確認し、

(29) 地域的主体、政府又は、非政府を問わず、地域的議会間会議、地方団体、その他の地域フォーラムによる平和の持続及びSDGsの実施に対する貢献を認識し、

1. 国連総会(70/262)及び国連安全保障理事会(第2282号(2016年))によって、平和の持続に関する実質的に同一内容の決議がコンセンサスで採択されたことを歓迎する。
2. 全ての各国議会に対し、平和の持続の概念及びSDGsの実施に貢献し、各国の状況に合わせた個別の実施手段を特定するよう要請する。
3. 平和の持続における国家のオーナーシップ及びリーダーシップの重要性とともに、平和の持続及びSDGsの実施のための優先事項、戦略及び活動を特定し、推進し、主導する主要な責任が、各国議会及び政府にあることを強調する。
4. この点に関し、社会のあらゆる階層のニーズを確実に考慮する上で、包摂性及び多様性が不可欠であることを強調するとともに、紛争予防の手段として包摂性それ自体を確認する。
5. 全ての議会人に対し、SDGsの実施及び日常の議会の活動において平和の持続の概念に留意するとともに、各自の議会のアジェンダとして、国家主権の原則を侵害することなく、紛争の予防と平和構築戦略の実施を取り入れるよう要請する。
6. また、全ての各国議会に対し、社会のあらゆる階層のニーズに平和的に対処するための、人権保護の監視、包摂的な対話プロセス及び仲裁を通じたものを含め、紛争の緩和及び解決の方法として、議会プロセスが有する予防についての潜在力を活用するよう要請する。
7. 各国議会に対し、紛争予防の取組について国連平和構

築委員会と協力することを奨励するとともに、自国の政府が、適切な範囲で平和構築委員会のアジェンダに自国の状況を盛り込むことを模索するよう勧告する。

8. 各国議会に対し、国内の利害関係者、特に民間部門からの財政的援助の増額を促進させる方策を含む、SDGs 及び平和の持続アジェンダの双方を推進するため、主要な予算法を含む立法を行うよう招請する。
9. また、各国議会に対し、平和の持続に関する枠組み及びSDGs の効果的な実施について政府の説明責任を確保するため、関連する立法、監視、予算、代表及び選出に関する権限並びに会計監査機関、オンブズマン団体、国内人権団体のような、独立した監視団体の取組による持続可能な開発アジェンダへの情報提供を含む、あらゆる包括的な議会の権限を活用するよう招請する。
10. 各国議会に対し、一般市民との間の信頼を築くため、国内法に基づき、社会から疎外された層を含めた市民社会とより定期的に提携し、包摂性を確保し、様々なニーズを確実に代表し、意思決定プロセスへのより効果的なアクセスを可能とするよう要請する。
11. 議会人に対し、女性及び児童への紛争による影響並びに国連の女性、平和及び安全保障に関するアジェンダに留意しつつ、ジェンダー平等を推進するため、各国政府、国際機関及び市民社会に関与するよう勧告するとともに、和平プロセス、特に、調停、平和維持及び平和構築活動、並びに教育、ヘルスケア及び平和の文化の振興において、女性の参加を更に推進するよう勧告し、さらに、各国議会に対し、ジェンダー平等を志向する予算及び国連平和維持活動における人権分野への十分な資金提供の奨励といった、ジェンダー平等の促進及び子供の権利保護のための確固とした方策に向けて取り組むよう強く要請する。
12. 各国議会に対し、女性、平和及び安全に関する国連安全保障理事会決議第 1325 号（2000 年）を履行するた

めの国家行動計画の策定並びに、その履行及び十分な資金調達の監視を要請する。

13. 議会人に対し、紛争から児童を常時保護することを保障し、武力紛争における児童の利用を回避するため、各国政府、国際機関及び市民社会と協力するよう勧告する。
14. 各国の国会議会及び国際社会に対して、気候変動に関するパリ協定に従って、共通だが差異ある責任の原則に基づく、立法上及び財政上の規定を整備するよう要請するとともに、気候変動及びその影響、特に、移動を余儀なくされる人々及び国際的な不可譲の権利の原則が保障されるべき人々への影響に対処するよう要請する。
15. 各国議会に対し、2030 アジェンダ及び人権に基づく義務を含む、政府による国際公約及び条約の実施を確実に行うよう要請するとともに、署名によって署名国はその条約に拘束され、何らの前提条件なしに履行する義務を負うことを強調する。
16. 政治的に安定した状況が持続可能な開発及び平和の持続をもたらす環境を生み出すことから、政治的サイクルの極めて重要な時期として、選挙に関する暴力の予防に特別な注意が払われなければならないことを確認する。
17. この点における政党及び政治団体の責任、並びに自由かつ公正な選挙並びに独立した選挙管理委員会、司法機関及びフリーのメディアのような支援機関の重要な役割を認識する。
18. 紛争下にある国々の議会に対し、国民和解、移行期正義及び真相究明への支援並びに過去の問題への対処における更なる努力を強く要請し、国民和解における、各国議会及び国内人権団体の重要な役割を確認するとともに、法に照らして加害者を裁きにかけることの重要性を強調し、各国議会に対し、国際刑事裁判所ロ

ーマ規程の批准を要請する。

19. 議会人に対し、紛争の影響を受けた社会及び地域における武器の流出を阻止するため、国際法及び国際人道法に従い、各国政府、国際機関及び市民社会とともに立法を行い、協働することを奨励する。
20. S D G s の効果的な実施が、紛争の発生予防に資するだけでなく、あらゆる形態の暴力を大幅に縮小することによって、平和及び開発の持続可能性を支援することを宣言する。
21. 国連総会議長によって招集される 2018 年 4 月 24 日及び 25 日開催の平和構築及び平和の持続に関するハイレベル会合に期待する。
22. 文化的多様性が持続可能な開発を達成するための大きな重要性を有することを認識するとともに、I P U に対し、国連との共催で、各国首脳、各国議会及び世界の宗教指導者が参加する、宗教間及び民族間対話に関する世界会議の開催を要請する。
23. 平和の持続及び S D G s の実施に貢献するため、I P U における各国議会及び地域的議会間組織並びに地方団体の間のかつてない緊密な協力を奨励する。
24. 先進国の政府が、国際平和と開発途上国における安全保障を維持する責任を果たし、当初進めていた持続可能な開発プロセスを促進するよう勧告する。
25. 平和の持続及びコミュニティ内部での寛容を確保するために、異なる背景を有する様々なコミュニティのメンバーの間の活発な対話を支援する上での議会の役割を強調する。

SDGsの実施、特に再生可能エネルギーに関する民間部門の関与
採択決議

(2018年3月28日(水)、本会議にて全会一致をもって採択)

第138回IPU会議は、

- (1) 民間部門を含むあらゆる利害関係者の関与を伴う包摂的な持続可能な開発アジェンダの基礎を築いた、再生可能エネルギー開発の必要性を確認するエネルギーに関する持続可能な開発目標7を規定した、2015年9月25日の「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」と題する国連総会決議A/RES/70/1を効果的に実施することへのIPUのコミットメントを再確認し、
- (2) 第132回IPU会議で採択された2015年4月1日のハノイ宣言が、持続可能な開発目標(SDGs)を達成するために官民からの資金を調達する上での議会の役割を認識し、持続可能な開発を直接支援するような方法で民間投資環境を強化しなければならないと述べたことを強調するとともに、第136回IPU会議で採択された女性の起業及び金融資源へのアクセスを促進することを要求する「SDGs、特に開発の推進力としての女性の金融包摂に関する国際協力の強化の促進」に関するIPU決議を再確認し、
- (3) 2015年7月27日の「第3回開発資金国際会議のアディスアベバ行動目標」と題する国連総会決議A/RES/69/313、2016年12月21日の「全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」と題する国連総会決議A/RES/71/233、並びに2017年国連民間セクター・フォーラム、目標17の実施の進展に関する2017年持続可能な開発のためのハイレベル政治フォーラム、持続可能な開発目標の達成に関するアジア・太平洋IPU地域議会セミナー、開発政策の立案及び実施において包摂されるべき若年世代

に対し、SDGs はアフリカ及び世界中で不均衡な影響を与えていることを認識した 2017 年持続可能な開発に関するサハラ以南のアフリカ各国議会のための I P U 地域セミナー及び第 26 回アジア・太平洋議員フォーラムの諸成果に言及し、

- (4) 持続可能な開発は社会の共通目標であり、相互に連結され不可分な 17 の持続可能な開発目標の中で、目標 7 は、他の目標、特に貧困削減、教育、保健及び気候変動に対応する環境保護に関連するものの達成のための要であることを強く主張し、
- (5) 再生可能エネルギー源の開発及び安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギー源へのアクセスは、エネルギー安全保障を確保し、国内及び国家間の双方において、エネルギー・アクセスの不平等を最小限に抑え、雇用を創出し、及び社会における若者や女性の生活を含む、人々の暮らしを改善するために大きく貢献していることを強調し、
- (6) 特に開発途上国では、家庭や地域社会におけるエネルギーの生産と利用に女性が重要な役割を与えられていることを前提に、女性の潜在能力及び経済的エンパワーメントを促進する手段として再生可能エネルギーへの女性の完全かつ平等なアクセスを確保する緊急の必要性を認識し、
- (7) 再生可能エネルギー技術は過去 10 年間で顕著にコストが削減され、多くの地域で従来の火力発電所よりも単価が低くなっていること、及び近い将来に同様の発展が、発電及び貯蔵技術について予測されていることに注目し、
- (8) 開発への民間部門の貢献は資金提供及び雇用創出にとどまらないこと、民間部門は技術開発及び革新を推進し、主要分野においてスマート・インベストメントを行い、技術移転を促進し、持続可能な生産、操業及び消費への転換に参画する真の開発主体となり得ること、並びに民間部門の積極的な関与及び民間部門、公共部門、市民社

会及び地域社会の間の戦略的パートナーシップは、特に再生可能エネルギーの分野では非常に重要であることを認識し、

- (9) 環境保全及び人権保護の観点を含む、民間部門事業体が事業を営む周辺社会の福祉を保護し、促進する責任を強調し、
- (10) しかしながら、とりわけ、民間投資は中所得国や、各々の投資構造に一定の信頼性を有する国々に流入する傾向があり、後発開発途上国グループ及び2030アジェンダを実施する上で国際社会の支援に最も依存している国々にとって更に不利な結果となるため、SDGの実施プロセスを保証し、推進することは主として国家の責任の範囲内に引き続き存在することを強調し、
- (11) 民間部門の組織及び運営は多国籍企業、協同組合、中小企業、小規模企業、社会的企業、家庭内からインフォーマル・セクターに至るまで多様であること、官民パートナーシップの様式、規模及び範囲は国によって異なり、これらのパートナーシップのための制度的枠組みが存在すべきであることを認識し、
- (12) 国内企業と国外関係者間のシナジー創出を支援する政策を通じて、各国が中小企業を支援する必要性を確認し、
- (13) 開発途上国は気候変動の影響に対し特に脆弱であり、技術の進歩によって再生可能エネルギーのコストが削減されているとはいえ、再生可能エネルギーへのより容易なアクセスのために求められる技術及び資金に関しては、開発途上国は不利な立場にあるという事実を考慮し、
- (14) 特に再生可能エネルギーの観点から、SDGsの実施における民間部門の関与に関する政策を効果的に遂行する上で、制度構築と政府に対する主権に基づいた監視における議会の欠かすことのできない役割を強調し、
- (15) 民間部門の利益と貧困撲滅、持続可能な開発、特に再生可能エネルギーをつなぐ国際的及び国内法制度を促進

することを希望し、

1. 各国議会に対し、社会の全ての構成員が持続可能な開発に関する高い知識を身につけるため、全員に広がる教育と意識向上に関する運動及び活動の数を増やすことにより、SDG実施、特に再生可能エネルギーにおける複数の利害関係者の関与の必要性について、国民の意識を高めること、並びにSDGの実施に向けたビジネスの考え方を変えるために、持続可能な開発の内容をあらゆる教育レベル、特に投資、生産、経営、商業を扱う学部や大学院のカリキュラムに組み込むことを強く要請する。
2. 各国議会に対し、科学・技術の教育・訓練、特に、農村部の女性の能力構築プログラムへの若者、女性及び男性の平等なアクセス、再生可能エネルギーのバリュー・チェーンの起業機会、雇用及びキャリアを含む、あらゆる段階に関与するための平等な機会並びに再生可能エネルギー分野における地方、国家及び国際的な意思決定プロセスへの平等な参加を確保することを狙いとした、ジェンダーに対応した立法、政策、予算を支援するよう要請する。
3. また、各国議会に対し、国内の貧困層や脆弱層のための能力構築プログラムを支援し、脆弱な消費者グループのエネルギー貧困を削減するための法律や政策を促進するよう要請する。
4. 国家機関に対し、民間部門の重要な役割を認識し、同時にSDGの実施、特に再生可能エネルギーにおける自らの重要な役割と責任に関して民間部門を啓蒙し、また、民間部門が持続可能な開発の関心をそれぞれの主要な事業分野に統合するように奨励するため、持続可能な開発のための起業家精神を更に促進し、企業の社会的責任を高め、社会的企業の発展を支援するよう要請する。
5. SDG実施の利害関係者としての民間部門の関与が確認され、また、SDGsが革新的で持続可能な投資プ

プログラムに組み込まれている中長期の持続的な開発目標を有する国家開発戦略を採用するための議会と政府による協力を歓迎する。

6. 各国議会に対し、低炭素経済への移行を加速し、国家のエネルギー・ミックスにおける再生可能エネルギーのシェアを増加させ、環境汚染を緩和し、効果的で効率的なエネルギー利用及び再生可能エネルギー利用のための解決策を実施し、グリーン・テクノロジー及び環境に優しい新素材を開発し、また、再生可能エネルギー生産、分配及び利用を支持する国内産業及び基盤を発展させるためのロード・マップに従って政府を構築し、監督するよう求める。
7. また、各国議会に対し、政府と協力して、持続可能性を前進させるため金融市場に新たな方向を設定するとともに、透明性と説明責任及び民間の資本収益と社会的影響とのバランスを確保する持続可能な開発への資金調達のための革新的な公共・民間資金複合メカニズムのような適切なリスク共有パートナーシップを検討するよう求める。
8. 各国議会に対し、再生可能エネルギー源からの電力生産が自立的であることを確保していく透明性のある競争電力市場を確立し、その発展を支援するよう要請する。
9. 各国議会が、オフグリッドの再生可能エネルギーへの投資や新たな権限を与える規制及び制度的枠組みのためのリスク・マネジメント・ツールを構築するための支援を通して、また、民間のミニグリッド及びオフグリッド市場に干渉する電力網の拡張のリスクを軽減させる信頼性の高い長期的農村電化ロード・マップを作成することにより、オフグリッドの再生可能エネルギーへの投資のための政策余地を確保し、再生可能エネルギー源から電力に変換する小規模発電機及びミニグリッドを含む、オフグリッドの再生可能エネルギー技術への民間投資を奨励するよう提案する。

10. 各国議会に対し、投資のための適切な予算を配分し、研究開発（R & D）及び技術革新への民間投資を活発化させ、再生可能エネルギー開発のために不可欠な基盤整備への投資を優先させるよう強く奨励する。
11. 再生可能エネルギーから水素を製造し貯蔵する技術的解決策の活用が、再生可能エネルギーを有効に活用する有力な選択肢の 1 つとなることから、高い技術力を有する国に対し、実用化に向けた研究をリードするよう要請する。
12. 各国議会に対し、持続可能な開発における潜在的な民間投資のための透明性と信頼性の高いデータベース、特に小規模プロジェクトの情報入手経路を確立し、持続可能な開発の分野における幅広い投資家ネットワーク、投資効果の共同モニタリング及び評価のためのパフォーマンス指標及び報告システム並びに持続可能な製品及び技術の基準を構築するとともに持続可能な投資、生産、操業、消費で学んだ知識、ノウハウ、成功事例、失敗の原因、教訓を建設的に共有できる複数利害関係者のフォーラムを組織することを支援するよう要請する。
13. また、各国議会に対し、民間部門がSDGの実施に関与しやすくするビジネス環境を整備する経済機構を構築するための努力を続け、民間部門やその他の利害関係者の政策立案及びアセスメントへの参加を確保するよう要請する。
14. 各国議会に対し、原価を反映した料金の請求や透明性のある収益モデルを促進するため、包括的で詳細なリアルタイム・エネルギー測定のための法令を支援するよう更に要請する。
15. 各国議会に対し、各国が自国の開発期間中のそれぞれの社会経済的条件に応じ、機能している市場を歪めることなく、民間部門、特に小規模プロジェクトの小規模投資のための適切なインセンティブ政策を発するよう勧告する。

16. 各国議会、各国政府、国際機関及び地域機関に対し、既存の気候資金メカニズムの実施を念頭に置いて、持続可能な開発政策の促進に焦点を当てた新たな世代の国際投資協定を特定し、審議するよう求める。
17. 更なるインセンティブを伴う最高度技術移転を促進し、環境に優しい技術へのアクセスを拡大する政策を講じ、実施手段を強化し、持続可能な開発目標 17 に規定されているとおり、持続可能な開発のためのグローバル・パートナーシップを活性化するために、国家間の更なる交流及び協力強化を提案する。
18. ベストプラクティスの交換を促進し、政策、技術、金融を含む知識移転を可能にするため、とりわけ、国際再生可能エネルギー機関（IRENA）などの再生可能エネルギーに関する専門組織及びフォーラムへの議会及び議員の参加並びに議会、議会組織及び議会人の間を含む、議会人ネットワークの構築を奨励する。また、IPUに対し、持続可能な開発目標 7 の再生可能エネルギー・ターゲットへの議会的支援を促進する点で、これらの団体と協力するよう要請する。